

令和３年度 稲沢市地域自立支援協議会 第２回権利擁護推進部会 議事要旨

[日 時] 令和３年９月７日（火）午後２時～午後２時４５分

[場 所] 稲沢市役所 第１分庁舎 ２階 第３会議室

[出席者] 権利擁護推進部会委員６人、事務局４人、その他２人

[欠席者] なし

[議 事]

１ 協議事項

(１) 作業部会の進捗について

- ・ 障害のあるかたの余暇活動、性教育について

作業部会（８月１２日）の報告について（部会長）

部会長 余暇については結局、平日にイベントをしようとする、作業所に協力してもらうとお金と人がかかり、それは難しいでしょうとなった。今はコロナで活動していないが、地域の活動に参加できるように配慮していった方が良いということで、パイロット的にやってみたらということになった。性教育は、話し合いをして長崎の愛隣会からオンラインで話が聞けるようにということで交渉してもらっている。

事務局 部会長から講演会の講師の提案があった。共和病院の公認心理師の方で、性の問題について臨床経験が豊富である。１月の講演会にどうかと思っている。

委員Ａ この先生は、障害種別を問わずに知的や精神、身体障害の話ができるのか。

部会長 多いのは自閉症の性的な問題行動で皆が困ること。病院には精神科があるので精神障害のかたについても見識があると思う。

部会長 余暇活動は、まずは仕組みづくりということで、御意見いただければありがたい。例をいうと、目が不自由だが歌が上手い方がある。地域のカラオケサークルにいつて歌えれば楽しいと思う。

委員Ｂ 地域交流というと、特別支援学校の高等部が農業で地域の高校と年１回交流をしていたが、今はコロナでできていない。

部会長 同年代との交流がなかなか難しい。地域のサークルも高齢者が多いと思われる。

委員Ａ コロナ禍で、どうレクリエーションをやるかということは、作業所でも以前は誕生日会やバーベキュー大会をしていたが、今は同じようにやろうとすると延期や中止となる。延期中止を繰り返すと通所のかたは「なんだ」となる。食べたり話したりするのではなく、カードを作り交換するとか、それでも良いのではと思う。職員が焼いて分散して味わうなど、それなりにできることをやるのが大切だと思う。

部会長 例えばサークルに入るということをするにしても、まず情報収集が必要になる。先程、報告したとおり、社協にはボランティア登録もある。参加希望があったらどうか、というアンケートなど準備していくのはどうかと思う。コロナ禍で活動していないかと思うが、アンケートくらいは取れると思う。

部会長 ボランティアセンターと話し合ってみる必要がある余暇については他に何かあるか。

委員 C 私は夜いつも手話サークルをしているが、今はコロナで休んでいる。参加者が少なく悩んでいる。

部会長 やり手も少ないか。

委員 C ろう者もコロナで参加を控えている。

部会長 本当にいろいろな活動ができなくなっている。あとは何があるか。

事務局 要約筆記や盲人ガイドなどの講座はある。

部会長 イベントや研修会、講演会に当事者が参加している事例はある。レクではないが。余暇は、アンケート取る前にボランティアセンターに行きたい。

性的問題については野口委員から紹介があった愛隣会に、恋愛や結婚についてオンラインできく。部会と合同で行うか。

事務局 まず作業部会で勉強していきたい。作業部会は11月の予定で日付は、いま交渉している。講演会については1月15日（土）に会場を予約している。共和病院の飯田先生にお願いできればと思っているが、運営会議で承認が必要。9月30日の運営会議で諮る。決まったら周知する。

(2) 障害者虐待の検証について

委員 A NO.3の知的障害の男児の事例は、障害があるためにうまく行動できない、意思表示ができないとか、母親が特性の理解ができないということがあったか。

事務局 概要に書いたが、担当者が学校での様子を聞いたら、パニックや感情起伏があることは聞いているが、親御さんからは自宅ではパニックがあることは聞いていない。

部会長 実質分らないということ。最初の放課後デイで虐待されたと、次の施設で話したが、事業所はありません、名誉棄損だといっている。事実が分らないということ。

委員 A 世の中にはコロナでも弱い立場の人の権利が守られない事実がある、電話相談をしていて内容が違うが権利侵害があった。市外の病院でおきた。入院している女性が寝ていたら、男性患者からレイプされそうになり、大声を上げてことなきを得た。病院側は、落ち度はないという。監視カメラも故障していた。女性は転院したい、警察に届けたいと言っている。父母は弁護士を立てて争うとなっている。加害者は保護室に入っている。職員側も大変でコロナで人手がない中で患者の人権が守られないことは残念なことだと思う。

部会長 それは事件になる。

委員 弱者が権利侵害に遭うということを伝えたい。

部会長 NO.4の事例は市外に住んでいるのに稲沢市になるか。

事務局 グループホームにいますが、福祉サービスの支給決定をしているのは稲沢市であるため。一般住宅に住むことになれば、そこが所管するが、ずっとグループホームなら稲沢市になる。

部会長 これは虐待認定して対処している。

委員 D 状況を思い浮かべた時、年齢が分からない。個人情報もあると思うが、やはり母とお子さんという、年齢はどうかと思う。教えていただけるのかどうか、また、可能であれば記載していただけるのか。

事務局 年齢について、今後は可能な限り記載させていただきたい。